

令和7年度堺市指定定期検査機関公募要項

1 指定定期検査機関制度導入の趣旨

堺市では、適正な計量の実施を確保するために、取引や証明行為に計量器を使用している市内の事業所などを対象に、計量法（平成4年法律第51号。以下「法」という。）に基づく特定計量器の定期検査を行っています。

この定期検査について、より効果的で効率的な実施を図るため、民間企業等が堺市に代わり定期検査を行うことができる指定定期検査機関制度を導入し、業務委託しています。

のことから、堺市では指定定期検査機関となる民間企業等を毎年度公募し、適正な審査により指定を行います。

2 指定定期検査機関公募の概要

(1) 公募内容

法及び計量法施行令（平成5年政令第329号。以下「施行令」という。）並びに指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量器証明認定機関の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第72号。以下「省令」という。）の規定に基づく堺市の指定定期検査機関（以下「指定定期検査機関」という。）を募集します。

(2) 指定をする者

堺市長

(3) 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3 定期検査業務の委託

(1) 委託する年度

令和8年度以降

(2) 委託する業務内容

ア 法第19条第1項に基づく定期検査のうち、施行令第10条第1項第1号に規定する非自動はかり（第5条第1号または第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり（以下「検査対象計量器」という。）の定期検査に関すること

イ 検査対象計量器を使用する者（以下「受検対象者」という。）に対する定期検査の通知に関すること

ウ 定期検査合格証明書発行に関すること

エ 不合格特定計量器の措置及び受検対象者への指導に関すること

オ 定期検査を受検しなかった受検対象者に対する受検義務等の説明に関すること

カ 受検対象者に対する検査対象計量器の使用方法の説明及び指導に関すること

キ 堀市が所有する実用基準分銅の校正に関すること

ク 堀市が提出した事前調査書に基づく受検者台帳の作成に関すること

ケ 定期検査手数料等の徴収事務に関すること

コ その他定期検査について特に必要と認める業務

(3) 委託の方法

堺市の定期検査実施計画（奇数年度は所在場所検査、偶数年度は集合検査）に基づく定期検査に関する業務を毎年度委託します。

(4) 委託先の決定

指定定期検査機関の指定審査の結果、複数の指定定期検査機関を指定することになった場合は、入札を実施し委託先を決定します。

4 指定申請書等の交付

(1) 交付期間

令和7年12月25日（木）から令和8年1月21日（水）まで（土日祝及び年末年始を除く）
午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

堺市立消費生活センター（堺市堺区北瓦町2丁4番16号 堀富士ビル6階）

※指定申請書等（以下「申請書類」という。）は、堺市のホームページから
ダウンロードできます。

5 指定申請の手続き

(1) 申請書類及び提出部数

ア 指定申請書（様式1-1）

正本1通、副本1通（後述の電子メールでの申請の場合は正本1通のみで結構です。）

また、堺市電子申請システム利用時は必要事項入力で申請書の代わりとします。）

イ 添付書類（省令第1条に基づく関係書類で以下のとおりで、用紙の大きさは原則A4とします。）

正本1通、副本1通（後述の電子メールでの申請の場合は正本1通のみで結構です。）

- ① 定款及び登記事項証明書（申請の日の前3か月以内に発行されたものに限る。）
- ② 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度の最終日における財産目録及び貸借対照表
- ③ 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書（定期検査に係る事項と他の事項が区分されたものであること。ただし、今回新たに定期検査の業務を行おうとする者についてはこの限りではない。）

④ 次の(イ)から(ホ)までに掲げる事項を記載した書面

- (イ) 役員又は事業主の氏名及び履歴、省令第2条の2に規定する構成員（以下「構成員」という。）のうち、主たる者の氏名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合
- (ロ) 定期検査の業務を行う特定計量器の種類
- (ハ) 定期検査の業務を行う地域
- (ニ) 一年間に定期検査を行うことができる特定計量器の数
- (ホ) 定期検査に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借り入れの別（借り入れの場合は、貸借契約書等の写し若しくは貸付を約した書面（様式2）を添付してください。なお、堺市から借りれる場合は、この限りでない。）

(ヘ) 定期検査を実施する者の資格及び数（一般計量士については計量士登録証（写）、それ以外の者については短期計量教習を修了し、定期検査等に係る実務経験を証明する書面を全員分添付）

(ト) 定期検査以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要

(チ) 手数料の額

⑤ 申請者が法第27条の各号に該当しないことを説明した書面（様式3）

⑥ 申請者が省令第2条の3の各号の規定に適合することを説明した書面（様式4）

⑦ 申請者の役員又は省令第2条の2規定による申請者の構成員が、法第28条第3号に該当しないことを説明した書面（様式5）

⑧ 国税、府税、市税に係る納税証明書

⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないことを説明した書面（様式6）

（2）申請受付

ア 申請受付期間

令和8年1月5日（月）から1月21日（水）まで（土日祝を除く）

午前9時から午後5時まで

イ 申請受付場所及び方法

申請書類を申請受付期間内に堺市立消費生活センター（堺市堺区北瓦町2丁4番16号 堀富士ビル6階）へ持参または郵送（受付期間必着のこと）、電子メールにて提出してください。堺市電子申請システム利用も同様です。

申請受付後は申請書類の副本に受理印を押印し、申請者に返却します（郵送の場合は郵送で返却しますので、返信用封筒を同封してください）。電子メール・堺市電子申請システムでの申請については、受付完了メールを送付します。

記載内容等に不備がある場合には受付できませんので、申請受付期間内に再提出してください。

（3）留意事項

ア 申請者は、申請書類の提出により、本公募要項の記載内容の承諾をしたものと見なします。

イ 申請書類を含め、申請にかかる一切の経費は、申請者側の負担とします。なお、申請書類は理由の如何を問わず返却しません。また、審査にあたり、追加資料を求める場合があり、当該資料の返却についても同様とします。

ウ 申請書類に虚偽の記載をした者は、応募資格を失うものとします。

エ 申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、審査結果の公表など堺市が必要と認める場合には、申請書類の内容を無償で堺市が使用できるものとします。

オ 申請書類は、堺市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。

6 審査に関する事項

(1) 審査の方法

ア 指定検査

検査員（堺市職員）が、提出された申請書類について書類検査を行います。

また申請書類の内容について、申請者に対し質疑・ヒアリング及び現地検査を行うことがあります。

イ 指定審査

申請書類及び「指定検査」の結果、並びに必要に応じて外部の有識者から聴取した意見を参考に、会議で審査を行います。

ウ 判定

「指定審査」において、各審査項目が『適』と評価された場合、指定定期検査機関として指定を行います。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、申請者に対して速やかに通知するとともに、堺市のホームページに公示します。

7 業務規程の提出

審査の結果、堺市の指定定期検査機関の指定を受けた場合、法第30条の規定に基づき、検査業務に関する規定（以下「業務規程」という。）を定め、堺市の認可を受けていただく必要があります。（ただし、指定更新申請書によるものを除く。）

業務規程の提出に係る詳細は、指定定期検査機関の指定を受けた申請者に別途お知らせします。

8 問い合わせ先

堺市立消費生活センター（堺市堺区北瓦町2丁4番16号 堀富士ビル6階）

T E L : 072-221-6538（直通）

F A X : 072-221-2796

E - mail : syoseise@city.sakai.lg.jp

担 当 : 澤田